

## お知らせ

境港公共マリーナ東側ヤードにつきましても、かねてより船台の届出等をお願いし、整理をお願いしたところですが、持主不明の船台等について対応するため、港湾法の規定に基づき、マリーナ東側ヤードについて放置等禁止区域及び放置等禁止物件を指定することとしました。

利用者のみなさまには、ヤード内の美化にご協力をお願いするとともに、放置等禁止物件が放置されないようお願い申し上げます。

境港管理組合

境港公共マリーナ